

当局近く正式に告発

10日前後になるか

告発人は松田学生部長

本紙既報の通り、四・二機動隊学館乱入・不当逮捕事件に対して大学当局は告発を決定し、告発文書の作成を弁護士（辻孝主任弁護士）に依頼していたが、このほど文書ができ上がった。弁護士は七月五日に大学当局との文書を検討し、問題がなければ速くとも十日前後には東京地方検察庁に告発の運びとなるものと見られる。

これは五月二十日に行なわれた

理事会で四・二事件は明らかに機動隊員の職権乱用であり、不当逮捕された学生への人権侵害であるとして告発が決定したため、水野・長野両事務所の弁護士からなる弁護士団（辻孝主任弁護士）が調査・告発文の作成にあたっていたものである。

この告発文は、不当逮捕された一八名の学生の話をもとに作成されたものでかなりの長さである。弁護士団はこの告発文を七月五日に理事会と検討するが、問題がなければ七月五日または東京地方検察庁へ告発できる見通しである。告発の相手としては所轄の神田警察署長、事件当日の機動隊

長、同隊員などとなっている。

しかし、今の警視庁では「①あの事件はあくまでも合法排除であった②事件に無関係の学生とはいえ仲間の投石を阻止しなかったことは、共同正犯」である③検挙の際、機動隊員が暴行をはたらいた事実はない」との見解である。

・本学がバリケード封鎖されている現在、当局が告発を遅らせるのではないかとこの懸念も一部から出ているが、告発人に決定している松田学生部長は「そのようなことはいない」と前置きして、「法を犯した人たる警察があのような行為をするには許されない。学生の利益保護の立場から告発に踏み切った」と語り、決意の程を明らかにした。

また、不当逮捕された学生の一

人は「七〇年を控えてこのような事件はますます頻発しそうな状況にあり、当局が機動隊で国家権力と戦うことを希望している」と語っていた。

ともあれ「博多駅事件」など、警察の過剰警備問題が法廷で争われているものも少なくないが、大学がこのような告発をするとはなかなか例がなかっただけに世論への影響も大きいものと思われる。